

本学学生の新型コロナウイルスへの感染が疑われるとき

2022年8月3日改正

※本学の学生は、以下の①～④に1つでも該当する場合、登学せずに至急、学生担当課・室へ電話連絡するとともに、以下のフローチャートに従い対応してください。

- ① 体調不良者（発熱・呼吸器症状・風邪症状がある場合（アレルギー症状を除く））
- ② 濃厚接触者とされた場合
- ③ 同居者が新型コロナウイルス検査を受ける場合
- ④ 身近な方(非同居者)*1が新型コロナウイルス検査を受ける場合

【本人】

- 1) 学生担当課・室に電話連絡し、自宅待機、登学はしない。（登学中の場合は帰宅）
- 2) 健康観察・健康アプリの入力の徹底
- 3) 健康状態に十分留意し、不調があれば医療機関/保健所へ相談し、学生担当課・室へ連絡

【学生担当課・室】

- 1) 登学せずに自宅待機し、健康観察を徹底するよう指示。
※健康状態については健康日記アプリで報告するとともに、体調に異変がある場合は学生担当課・室に報告するよう説明
- 2) 体調不良の場合は、症状の発生日及び受診状況の確認
- 3) 現在の本人の体調確認
- 4) 2日前（体調不良の場合は症状が発生する2日前）からの学内への立入状況や学生、教職員との接触者を様式2へ追記
- 5) 2)～4)の情報を様式1・様式2にまとめ、当日中に健康管理センターに連絡、附属病院で実習中の学生の場合は感染制御部にも連絡

【健康管理センター】

- 1) 様式2を基に接触者を確認
- 2) 学生担当課・室からの報告を受け、追加の調査が必要であれば学生に連絡を行い、学生へ直接調査を行う
※各学部で複数の調査が出た場合は、各担当課・室へ応援を要請

一般内科を受診又は、
保健所に相談

【本人】

- 1) 受診又は相談結果を
学生担当課・室に報告

【学生担当課・室】

- 1) 健康管理センターに連絡
附属病院で実習中の学生の場合は
感染制御部にも連絡

同居者または身近な方の検査結果が判明

【本人】1) 同居者または身近な方の検査結果が判明した時点で学生担当課・室に報告

【学生担当課・室】1) 健康管理センターに連絡、附属病院で実習中の学生の場合は感染制御部にも連絡

同居者が陽性の場合

★濃厚接触者として自宅待機

【学生担当課・室】

- 1) 健康管理センターに連絡、附属病院で実習中の学生の場合は感染制御部にも連絡

陰性の場合

【学生担当課・室】

- 1) 自宅待機期間は終了とし、健康状態に留意した上で登学を許可

身近な方が陽性の場合

【学生担当課・室】

- 1) 健康管理センターに連絡、附属病院で実習中の学生の場合は感染制御部にも連絡

新型コロナウイルス検査の指示の有無を確認

【本人】1) 検査実施の有無が確定した時点で学生担当課・室に報告

検査が指示された場合

- 【学生担当課・室】
- 1) 体調不良者[本人]およびその接触者*2に自宅待機するよう指示

検査不要と判断された場合

快復後、登学を許可する。ただし、発熱がある場合、解熱後3日間（解熱日を含む）は登学を禁止する。

新型コロナウイルス検査の指示の有無を確認

【本人】1) 検査実施の有無が確定した時点で学生担当課・室に報告

検査が指示された場合

- 【学生担当課・室】
- 1) 濃厚接触者[本人]およびその接触者*2に自宅待機するよう指示

検査の指示がなかった場合

- 【学生担当課・室】
- 1) 感染者との最終接触日（自宅内での隔離開始日）を0日として7日間登学せずに自宅待機を指示
※実習生の場合、[本人]は7日目でPCR検査を受検し、陰性確認後実習再開
※症状出現時は①体調不良者として対応

★別紙※2の『感染の可能性
がある』とされる基準へ

【健康管理センター】

- 1) 様式2に基づき、接触状況調査を実施

新型コロナウイルス検査を受検

※無症状の場合、陽性者との最終接触日を0日とし3日目を以て受検を推奨する

【本人】新型コロナウイルス検査を受検

【学生担当課・室】1) 健康管理センターに連絡、附属病院で実習中の学生の場合は感染制御部にも連絡

新型コロナウイルス検査陽性（※1 別紙の対応に続く）

【本人】1) 学生担当課・室に検査結果及び保健所からの指示を報告

【学生担当課・室】

- 1) 健康管理センターに検査結果及び保健所からの指示を報告
- ※本人の復学時期については、主治医の意見を基に健康管理センターと協議のうえで決定。ただし、附属病院で実習中の学生は、感染制御部とも協議のうえで決定。
(参考) 復学の目安は、次のア) およびイ) の条件を満たすこと
ア) 発症後少なくとも10日間が経過している
イ) 薬剤を使用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日間が経過している

新型コロナウイルス検査陰性（①の場合）

快復後、登学を許可する。ただし、発熱がある場合、解熱後3日間（解熱日を含む）は登学を禁止する。

【学生担当課・室】1) 体調不良者[本人]の接触者*2に登学を許可

新型コロナウイルス検査陰性（②、③の場合）

感染者との最終接触日を0日として7日間登学せずに自宅待機

【本人】1) 自宅待機期間中の健康観察データの送信

【学生担当課・室】1) 濃厚接触者[本人]の接触者*2に登学を許可

【学生担当課・室/健康管理センター】1) 健康観察データの確認

※実習生は7日目でPCR検査を受検し、陰性確認後実習再開

*1: 受検日の2日前以降に接触のある方

*2: [本人]が陽性であった場合、別紙※2の『感染の可能性のある』とされる基準に該当する方

※1 本学の学生が新型コロナウイルス検査陽性の場合の対応

附属病院で実習中の学生で発生した場合

【感染制御部】
・新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対応マニュアルに基づき対応を講ずる

【学生担当課・室】
・臨床・臨地実習中の本学学生への連絡

【健康管理センター】
・学生の健康観察

大学(附属病院で実習していない)に登学中の学生で発生した場合

【関連部署】
必要時、下記の対応を講ずる。

- ・濃厚接触者等の特定
- ・(濃厚接触者の)健康観察
- ・学生への連絡
- ・医務課公立大学法人班への連絡
- ・立ち入り業者への立ち入り制限の連絡
- ・報道機関への対応
- ・消毒作業(発端者関連の感染者が複数名の場合に考慮)

遠隔授業中、長期休暇中等の学生で発生した場合

【関連部署】
必要時、下記の対応を講ずる。

- ・学生への連絡
- ・医務課公立大学法人班への連絡
- ・報道機関への対応

業務の縮小、実習・授業の実施方法、学生の学内立ち入り禁止等については、
新型コロナウイルス感染症拡大防止のための和歌山県立医科大学活動制限の指針及び、新型コロナウイルス対策本部会議により決定する

※2 『感染の可能性がある』とされる基準

<p>●陽性者について</p> <p>有症状の場合：症状が発現した日の2日前 … 令和 年 月 日 = 【A】</p> <p>無症状の場合：検体を採取した日の2日前 … 令和 年 月 日 = 【A】</p>	<p>●陽性者との最終接触</p> <p>陽性者と最後に会った日 … 令和 年 月 日 = 【B】</p>
--	--

【B】が【A】以降であるか

はい ↓

いいえ →

感染の可能性は低い
自宅待機期間は終了とし、健康状態に十分留意した上で、登学を許可

いいえ ↑

●感染可能期間中に以下の接触をしたか確認を行う

- お互いにマスクなしで、手が触れる距離で15分以上会話した
- 陽性者がマスクを着用せず、手が触れる距離で15分以上会話した
- 換気が十分でない場所（密室）で15分以上同席していた

例) 食事やおやつを会話しながら一緒に食べた、マスクを正しく着用していない、窓を開けず車に同乗した等

ひとつでもあてはまる ↓

※感染の可能性がある

感染者との最終接触日を0日として5日間登学せずに自宅待機 (※実習生は5日目でPCR検査を受検し、陰性確認後実習再開)

【本人】 1) 自宅待機期間中の健康アプリの入力

【学生担当課・室】 1) 体調不良なければ6日目より登学許可

症状が出現した場合(フローチャート①体調不良者として対応)